

令和7年度（第58回）南町町内会定例総会

並びに

令和7年度（第7回）南町自主防災会総会

明るく住み良い
南町町内会にしよう

山形市南町町内会・自主防災会

日時：令和7年5月11日

山形市南町町内会・自主防災会

定例総会次第

1. 開会・進行
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録作成人・及び署名人の選出
5. 議事

5－1《南町町内会に関する事》

- (1) 令和6年度 事業報告
- (2) 令和6年度 収支決算報告及び会計監査報告
- (3) 会則及び運営要領の改定（案）
- (4) 役員改選（案）
- (5) 令和7年度 事業計画（案）
- (6) 令和7年度 収支予算（案）

添付：

- 資料1. 南町町内会会則
- 資料2. 南町町内会運営要領
- 資料3. 南町町内会助成金規程
- 資料4. 図1. 南町町内会組織図

5－2《自主防災会に関する事》

- (1) 収支決算及び監査報告
- (2) 令和7年度事業計画・収支予算（案）
- (3) 南町自主防災会役員（案）
- (4) 南町自主防災会規約の改定（案）
- (5) 南町自主防災会基本防災計画（案）

添付：

- 資料5. 南町自主防災会規約
- 資料6. 南町自主防災基本防災計画

《南町町内会に関する事》

(1) 令和6年度 事業報告

1. 総括・総務部	部長名 相馬克正
集会所移転に係る活動	9月7日：町内会集会所検討委員会開催で、集会所の階段状況の改善を山形市へ要請する事を決議 11月26日：山形市スポーツ課と広報課よりプールハウス2階から退去要請 令和7年2月16日：町内会臨時総会を開き目崎邸へ移転する事を決議 3月中旬より：目崎邸での備品収容場所の確保の為備品収納小屋床の設置等 3月29日：市職員11名の参加をもって移転作業を終える。 4月1日：建物使用貸借契約成立
名簿作成事業	名簿作成委員会を上半期から数度開いた。 11月から12月：お願い文、名簿作成意書、名簿取り決め事項、担当区図4文書を600部印刷 令和7年1月15日：上記文書を各世帯に配布（副会長、隣組組長） 3月中：各地区副会長が各地域の同意書回収票を隣組別にまとめ提出終了。
町内会ホームページ編集・作成・維持管理	通年
総務部会	適宜：各役員会の事前打ち合わせ、書類原稿作成、議事録作成打ち合わせ等
赤十字社会員募集と会員名簿作成	弔辞提供（通年）
定期役員会開催	年4回の定期役員会
各会議事録作成	総務部担当分
隣組組長会議開催	年2回（5月、2月）
各会議事録作成	総務部担当
町内会定期総会開催	5月の第2日曜日
議事録作成	定期役員会議事録作成
町内会各部部会への出席	随時
令和6年度総会議案書作成作業	3月、4月
町内会役員へ校正用議案書資料を配布	4月
総会議案書印刷・配布	4月
賛助会員会費納入要請	6月
集会所検討委員会	9月：急階段解消を市に要望する事を決定
三者懇談会の設定・参加	4月、10月（町内会、自主防災会、福祉厚生部、社会福祉協議会、地域包括支援センター）
賛助会会員との懇親会	11月15日：町内会役員との懇親会
町内会臨時総会開催	令和7年2月16日：
会計監査	令和7年4月7日
自治会活動保険契約	4月
小規模多機能居宅介護事業所運営員会出席（あんずの家）	担当者：相馬克正 年4回
南町町内会会則・要領の見直し	3月

外部団体との活動	
第六地区自治推進委員会	出席
社会福祉協議会六地区社協常任理事会	出席
南小地区教育後援会役員会理事会	出席
地域包括支援センターとの協働	地域連携について数度打ち合わせ
長寿者への賀詞 配布	山形市との協力
第6地区社協常任理事会	4回出席
防犯対策会議	4回出席
2. 社会教育部	部長名 大竹康平
構成団体への助言補助	カラオケクラブ、パソコンクラブ、子供会、成年部、八幡神社。
成年部の主な活動	農楽園の運営（収穫祭）盆踊りなどの活動へ助力
子供会活動	こども樽神輿、クリスマス会など。ドッジボール大会、モルック大会、冬季スケートなどへの参加
盆踊り（7月28日）	7月27日の予定であったが、雨天のため28日に変更。役員及びスタッフ35名、
八幡宮神輿渡御運営	雨天の為中止となったが準備作業など
3. 福祉厚生部	部長名 土井邦男
ふれあいお茶飲み会（自由参加）	酷暑、酷寒期を除いて年7回毎回20～40名参加
日帰り研修旅行	市福祉バスを使用。銀山遺跡、徳良湖、乗泉寺（涅槃像）（参加者数27名）
三者懇談会	年2回（4月と11月）、自主防災部を加え、要支援者を確認する等民生委員と福祉協力員との情報交換。社会福祉協議会、地域包括支援センターとの協働
福祉厚生部部会（上期と下期の活動打ち合わせ）	プールハウスで年2回
百歳体操、輪投げ、プールハウス2階	酷暑、酷寒期を除いて毎週1回
ヨガ教室	酷暑、酷寒期を除いて毎月第1、第3木曜日
第六地区社協への活動報告書作成	15,000円の援助を得ることが出来る。
9月の敬老の日に合わせて敬老会を開催した。	9月16日：参加できなかった80歳以上の単身高齢者へは福祉協力員のご助力で、お弁当を提供した。
介護ふれあい交流会	11月27日：第六地区社協と地域包括支援センターふれあいとの共催で遂行
4. 環境保健衛生部	部長名 海谷照男
町内会役員会等への出席	通年
町内会内のごみ集積所の管理・運営	通年見回り。 10月：三番町副会長へ塵取り一式2セット配布 10月：三番町の集積所清掃当番の調整 11月：ゴミネット集積所張替え2ヶ所を修理した。
ごみ集積所移転と設置について	四番町Aにて、会員よりごみ集積所の移転要請があり、当該地区副会長が当該地区組長さんや関係諸氏と協議し市へ要請した。市より設置許可も届き令和7年度には設置の運びとなった。
山形市との連携事業	4月：春の一斉清掃時、麻袋申請・受取後各副会長各位へ分配 4月：未収集ゴミの引き取りを市へ依頼 5月：山形市の資源回収講座に参加

	12月：年間の資源回収量の集計表を山形市へ提出 令和7年1月：市へ春の一斉清掃アンケートを提出
山形市環境保健推進会議	5月：負担金として12,000円を支払う 9月：環境保健推進会議の会報を町内で回覧した。
町内会長とトヨタカローラへ挨拶	12月：南一番町へゴミ集積かごを寄付頂いた事へのお礼
山形市故紙センター（ごみ収集業者）	毎月：町内会への寄付となる資源物回収量と町内会の軒下資源物回収量の報告をうけた。 令和7年1月：次年度の資源物回収予定表を作成し故紙センターへ通知した。
5. 生活安全対策部	部長名 大河内勇
街路灯関連事業	町内会管轄街路灯数113ヶ所
・街路灯の新設と移設 2ヶ所	7月1日：南四番町
・既存街路灯の修繕、修理	通年：15件
山形市防犯協会南部支部との連携活動	町内会防犯連絡員は部長1名、副部長2名、連絡員2名となっている
・防犯協会総会	6月6日六椏八幡宮にて
・町内防犯パトロールを行った	年3回（8月、9月、10月12月）
・南小学校と高見守り立哨活動	令和7年1月
・山形市防犯協会表彰式	10月
・防犯協会研修会出席	11月
交通安全	生活安全対策部
・南二番町交番便りをホームページに掲載	町内会ホームページを参照
6. 公園管理部	部長名 今野徹
町内会役員会等への出席	通年
みなみ公園清掃・関連活動	5月4日：町内会春の一斉清掃 11月19日、11月24日：町内会公園落ち葉拾い 6月9日、7月14日、10月13日：松寿会によるボランティア清掃 町内会ふるさと祭りなどへの準備、運営参加
山形市役所関連	5月16日：山形市公園管理協力会議（：山形市へ遊具・公園点検・要望などの報告書作成） 8月7日：南公園にて市職員との公園の現状と市の対応方針説明 今年度市より支給された備品：竹箒3本、バックホー1本、塵取り。
プールハウス2階集会所関連	・維持管理（机、イス、スリッパ、灯油の注文等） ・利用状況の把握（利用団体、利用者数、等の把握） ・年末大掃除 ・白板による予定表の表示
7. 広報部	部長名 青木和彦
町内会役員会	通年
町内会ニュースの作成・編集・発行	毎月1回、月初め発行 回覧用コピー作成、仕分け作業、掲示板用コピー作成。その後配信

公民館便り、各種回覧文書、外部団体（社協、地域包括支援センターなど）の文書類、町内会のお知らせなど	毎月1日15日 仕分け、配送。
インターネット配信と管理 最新町内会ニュース、回覧文書の配信（ホームページとブログ）	広報部と総務部の共同作業
盆踊り、ふるさと祭り、子供神輿のポスター作製、発行、掲示	適宜作成
小規模介護サービスもも太郎さんの運営推進会議へ出席	継続活動（年4回）
8. 自主防災部	部長名 蔵増豊
三者懇談会へ出席 4月20日及び10月28日の2回	山形市避難行動要支援者をサポートするための情報提供会議。
南町自主防災会第1回役員会	6月2日：今年度事業の承認及び今後の体制等の課題の検討
避難計画訓練計画アドバイス。	6月20日：防災アドバイザーとの町内防災関連検討会
防災訓練の実施	6月30日：起震車、災害支援車、初期消火訓練の実施
山形市避難所運営委員会	7月4日：山形西高等学校
南町自主防災会研修会	9月8日：非常食作り、段ボールベッド、簡易トイレの組み立て等
南原町内会防災訓練調査	9月28日：訓練実施内容、スケジュール、役割分担などの調査
町内福祉施設との避難誘導訓練	11月24日：町内福祉施設初期消火・避難誘導訓練を通して地域との相互連携を図る。
山形市防災研修会への派遣（駅のみち山形蔵王）	令和7年1月18日：女性を対象とした地域防災研修会、・防災リーダー研修会
防災部会の開催	4月から計6回
防災倉庫の管理	防災資機材の管理点検

(2) 令和6年度 収支決算書及び会計監査報告書

1 収入の部

令和7年 3月 31日

(単位：円)

項 目	6年度予算	6年度執行額	増 減	備 考
会 費	2,500,000	2,454,000	-46,000	
賛助会費	360,000	350,000	-10,000	
小規模事業所	70,000	60,000	-10,000	
小規模事業所以外	290,000	290,000	0	
諸収入	1,340,400	2,402,633	1,062,233	
広報誌配布謝礼	199,000	193,127	-5,873	
街路灯補助金	317,000	286,739	-30,261	
街路灯設置補助金	100,000	403,590	303,590	
公園管理協力金(謝礼)	51,400	51,400	0	
日赤普及活動交付金	13,000	11,830	-1,170	
盆踊花代	100,000	72,402	-27,598	
ふるさと祭り花代	10,000	15,000	5,000	
資源回収奨励金	110,000	107,400	-2,600	
賛助会員提供資源物	65,000	45,545	-19,455	
ごみ集積所管理補助金	80,000	80,000	0	
山形市防災対策補助金	60,000	50,000	-10,000	
いきいきサロン活動費	15,000	15,000	0	
福祉協力員活動費	200,000	200,000	0	
六地区社協三者懇談会	20,000	15,600	-4,400	
法人(寄付金)	0	825,000	825,000	
個人(寄付金)	0	30,000	30,000	
利 息	50	413	363	
山形銀行	30	212	182	
郵便局	20	201	181	
前期繰越金	536,587	536,587	0	
合 計	4,737,037	5,743,633	1,006,596	

	支 出 計	5,030,249		
3月31日	収支差額	713,384	郵便局残高	459,086
	(次期繰越金)		山銀 残高	254,298
			計	713,384

2 支出の部

項目	令和6年度予算額	令和6年度執行額	増減	備考
総会費	586,440	559,720	△ 26,720	
総会費	261,440	222,518	△ 38,922	
定例総会費	57,240	55,702	△ 1,538	50名 * 1400円
組長会議費（町内会）	74,200	56,816	△ 17,384	年2回 総務部より移動
総会資料印刷代	130,000	110,000	△ 20,000	
	260,000	260,000	0	
役員活動日当旅費	180,000	180,000	0	（顧問、副会長、監査）
会長活動日当旅費	80,000	80,000	0	
賛助会会議費	65,000	77,202	12,202	年2回 総務部より移動
総務部	1,125,570	950,732	△ 174,838	
事務所費	99,000	53,968	△ 45,032	
備品費	28,000	0	△ 28,000	住宅地図・事務用ソフト
事務所諸経費	36,000	36,000	0	
事務・消耗品費	35,000	17,968	△ 17,032	
会議費	130,000	102,119	△ 27,881	
会議費	100,000	85,418	△ 14,582	各部及び行事関係者への連絡・取り纏め
事務用品・印刷費	30,000	16,701	△ 13,299	
総務部活動費	896,570	794,645	△ 101,925	
渉外費	80,000	83,970	3,970	
社会福祉協議会費	178,100	178,100	0	
第六地区赤い羽根募金	158,000	157,990	△ 10	
組長活動日当旅費	123,000	117,000	△ 6,000	
役員活動日当旅費	60,000	50,000	△ 10,000	
ボランティア保険	36,550	36,550	0	
集会所検討委員会費	15,000	1,265	△ 13,735	
会議費	5,000	1,265	△ 3,735	
委員活動旅費日当	10,000	0	△ 10,000	
名簿作成・維持管理費	90,000	31,050	△ 58,950	
会議費	10,000	0	△ 10,000	
名簿作成・維持管理	20,000	31,050	11,050	
備品費	60,000	0	△ 60,000	
議事録・総合資料等文書作成日当旅費	10,000	0	△ 10,000	
自主防災総合資料作成日当旅費	10,000	0	△ 10,000	

	ホームページ関連事業	105,920	99,720	△ 6,200	
	ジャストシステムサーバー代	18,600	12,400	△ 6,200	1550 * 12
	ホームページ作成日当旅費	20,000	20,000	0	
	ふららプロバイダー料	67,320	67,320	0	5610 * 12
	慶弔費	30,000	39,000	9,000	
広報部		204,000	199,844	△ 4,156	
	役員活動日当旅費	160,000	170,000	10,000	
	部長、副部長活動日当旅費	30,000	40,000	10,000	部長・副部長(2)
	広報誌仕分け活動旅費日当	20,000	20,000	0	1名
	ブログ作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	1名
	ニュース作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	1名
	広報活動日当旅費	70,000	70,000	0	広報誌配布サポート(8名)
	備品・消耗品費	25,000	22,762	△ 2,238	
	ニュース印刷費	12,000	0	△ 12,000	
	部会費等雑費	7,000	7,082	82	
社会教育部		880,000	966,580	86,580	
	子供会助成金	165,000	165,000	0	
	社体協助成金	15,000	0	△ 15,000	
	歌謡愛好会助成金	20,000	20,000	0	
	パソコンクラブ助成金	10,000	10,000	0	
	成年部活動費	70,000	70,000	0	
	社会教育部部会費	10,000	3,006	△ 6,994	
	ふるさと祭り・盆踊り	410,000	495,205	85,205	
	八幡神社活動負担金	40,000	63,198	23,198	
	ふるさと祭り・盆踊り反省会	60,000	60,171	171	部長・副部長、盆踊り・子供神輿実行委員長、八幡神社活動部長、成年部担当、子供会長
	役員活動日当旅費	80,000	80,000	0	
福祉厚生部		600,000	576,861	△ 23,139	
	松寿会助成金	120,000	120,000	0	
	福祉厚生部活動費	85,000	69,984	△ 15,016	
	調査費	10,000	9,100	△ 900	交通費など
	ふれあい会(お茶飲み会)	55,000	39,542	△ 15,458	定例お茶飲み会、百才体操、ワナゲ等
	三者懇談会	20,000	21,342	1,342	
	役員活動旅費日当	290,000	290,000	0	部長・副部長、福祉協力員(10)、民生児童委員
	敬老会費	90,000	91,973	1,973	
	福祉厚生部部会費	15,000	4,904	△ 10,096	
環境保健部		67,000	70,590	3,590	
	ゴミ集積所管理費	10,000	12,680	2,680	諸費・新規ボックス作成費等
	役員活動旅費日当	40,000	40,000	0	
	ゴミ集積所改善費	5,000	5,910	910	
	環境協議会負担金	12,000	12,000	0	部長・副部長

公園管理部	275,000	291,550	16,550	
公園管理費	10,000	5,772	△ 4,228	備品・消耗品
集会所管理費	195,000	215,778	20,778	
集会所水道・光熱費	160,000	183,625	23,625	
活動管理費	35,000	32,153	△ 2,847	集会所清掃費(年末大掃除を含む)・他
役員活動日当旅費	70,000	70,000	0	部長・副部長(3) 集会所管理(鍵管理等)
生活安全対策部	479,000	783,765	304,765	
街路灯電気代	240,000	290,175	50,175	
街路灯増設・補修費	150,000	425,590	275,590	
運転者会助成金	5,000	5,000	0	
南小交対協負担金	6,000	6,000	0	
防犯連絡会負担金	8,000	7,000	△ 1,000	
部会活動費	10,000	0	△ 10,000	
役員活動旅費日当	60,000	50,000	△ 10,000	部長・副部長(2)・防犯部員2名を含む
自主防災部	220,000	138,803	△ 81,197	
部会費・企画費	20,000	9,603	△ 10,397	
備品費備蓄	120,000	79,200	△ 40,800	
研修費	30,000	0	△ 30,000	
役員活動旅費日当	50,000	50,000	0	部長、副部長(2名)
会計部	175,000	170,191	△ 4,809	
雑費・消耗品費	35,000	33,253	△ 1,747	文具・積水ハウス業務委託手数料など
備品費	20,000	16,938	△ 3,062	プリンター更新
役員活動旅費日当	120,000	120,000	0	部長・副部長
会館積立金	0	0	0	
小計支出	4,612,010	4,708,636	96,626	
予備費	125,027	321,613	196,586	
合 計	4,737,037	5,030,249	293,212	

令和6年度 特別会計

【会館積立】

合計金額	17,926,728 円
------	--------------

<山形銀行（定期預金）>

令和6年度	契約件数	13 件
	契約残高	5,109,031 円
	うち令和6年度繰入額	0 円

<ゆうちょ銀行（定期貯金）>

会館積立件数	契約件数	7 件
会館積立金額	契約残高	12,817,000 円
	うち平成30年度以前繰越額	(9,267,000) 円
	うち平成30年度繰入額	(850,000) 円
	うち令和元年度繰入額	(400,000) 円
	うち令和2年度繰入額	(300,000) 円
	うち令和3年度繰入額	(300,000) 円
	うち令和4年度繰入額	(600,000) 円
	うち令和5年度繰入額	(1,100,000) 円

<ゆうちょ銀行（通常貯金）>

契約件数	1 件
契約残高	697 円

会 計 監 査 報 告

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの監査結果を次の通り報告いたします。

記

現金出納簿、領収書、現金通帳などの書類を監査したが、全体にわたって
適正に執行され、不備のないことを認めます。

令和7年4月 7 日

南町町内会監事

釜本 将司



南町町内会監事

及川 紫雪



南町町内会会長 相馬 克正 様

(3) 会則及び運営要領の改定(案)

(3) - 1. 会則の改定 (案)

改定点	改定後(2025.05.11) ※改定箇所のみ記載
<p>南町町内会会則</p> <p>第2条 (会員) 4を追加</p> <p>第4条 (事業) (9)その他、この会の目的達成に関する事。 (9)その他、この会の目的達成に関する事。</p> <p>第17条 (経費) 6 町内会活動にかかわる旅費・経費細則は、運営要領に定める。</p>	<p>第2条 (会員) 4 町内会活動に理解を示し、特段の貢献が認められた町外の者を特別会員とすることができる。特別会員の町内会費は免除され、町内会活動に参加できる。これは役員会で決定する。</p> <p>第4条 (事業) (9) 建物使用貸借契約の下、南町町内会集会所施設の管理に関すること。 (10) その他、この会の目的達成に関する事。</p> <p>第17条 (経費) 6 町内会活動にかかわる<u>役員活動経費</u>・旅費・経費細則は、運営要領に定める。</p>

(3) - 2. 要領の改定 (案)

改定前	改定後(2024.05.12) ※改定部分のみ記載																		
<p>南町町内会運営要領</p> <p>3. 部制 新たに(10) 集会所運営・管理部を置く</p> <p>4. 業務内容と役割 新たに (10) を追加</p> <p>6. 旅費・日当</p> <p>6. 6を7に順送り</p>	<p>南町町内会運営要領</p> <p>3. 部制 (10) 集会所管理部</p> <p>4. 業務内容と役割 (10) 集会所管理部 部長、副部長は建物使用貸借契約下の南町町内会集会所施設で町内会活動が滞りなく遂行できるように施設の備品等の設置・管理を行う。部長は町内会長と副部長と共に町内会活動と近隣住民との調整を担う。部長は役員会の協議を経て町内会長が任命する。</p> <p><u>6 役員活動経費</u> <u>役員・役職の活動経費は以下の様に定める。</u></p> <table border="1"> <tr><td>会長</td><td>80,000 円</td></tr> <tr><td>会計</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>監事</td><td>20,000 円</td></tr> <tr><td>会計副部長</td><td>20,000 円</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>20,000 円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>20,000 円</td></tr> <tr><td>副部長</td><td>10,000 円</td></tr> <tr><td>部員</td><td>5,000 円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>10,000 円～20,000 円</td></tr> </table> <p><u>7.旅費・日当.</u></p>	会長	80,000 円	会計	100,000 円	監事	20,000 円	会計副部長	20,000 円	副会長	20,000 円	部長	20,000 円	副部長	10,000 円	部員	5,000 円	その他	10,000 円～20,000 円
会長	80,000 円																		
会計	100,000 円																		
監事	20,000 円																		
会計副部長	20,000 円																		
副会長	20,000 円																		
部長	20,000 円																		
副部長	10,000 円																		
部員	5,000 円																		
その他	10,000 円～20,000 円																		

4) 役員改選(案)

令和7年度 役員

*担当区的位置図を下図でご確認ください。

役職	氏名	担当区
会長	相馬克正	南町内会
副会長	蔵増 豊	南一番町
副会長	土井邦男	南二番町 A
副会長	平田 力	南二番町 B
副会長	大竹康平	南三番町 A
副会長	工藤登紀子	南三番町 B
副会長	吉泉善寛	南四番町 A
副会長	鈴木雅之	南四番町 B
会計	平田 力	南町内会
監事	鈴木将司	南町内会
監事	及川深雪	南町内会



(5) 令和7年度事業計画(案)

1 基本方針

明るく・住みよい南町町内会とするため、町内会長と副会長そして町内会に属する各部・各クラブ・各団体等との連携のもとに町内会事業を円滑に推進し、町内会会員の全世帯と全世代が安心して参加できる町内会を目指し、以下の事業計画を策定する。

2 主要事業

- 1) . 令和6年度に町内会会員名簿の収集を終えたことから、令和7年度中にデータの設定、分析を行う。
- 2) . 新たに貸借契約を終えた集会所をより使用しやすく、使いやすい場所とするよう会員皆様のご協力の下、努力する。
- 2) . 集会所の新設に伴い、これまでの「隣組長の手引き」の見直しを行う。

3 恒例事業

町内会の恒例事業を遂行し、会員同士の絆を深めることを目指す。

- (1) ふるさと祭り（盆踊り、こども樽神輿、打ち上げ会）については社教部の実施計画に基づき遂行する。
- (2) 敬老会については集会所管理部と福祉厚生部の合同実施計画に基づき遂行する。
- (2) 賛助会員懇親会を10月24日(金)を目途に行う。
- (4) 町内隣組長会議を定例総会終了後と第4四半期を目途とし、年2回行う。

4 各部の事業計画と目的

1) 総括・総務部

- ・新集会所を町内会活動の起点として機能するように町内会会員と共に作っていく。
- ・名簿データ設定と有効な利用方法の模索
- ・各部の業務にかかる事業の補助及び指導
- ・定期役員会の開催と議事録の作成
- ・隣組長会議の開催
- ・部制に伴う人員の配置と修正
- ・ホームページの編集・運営
- ・その他南町町内会に係る必要とされる活動
- ・新たな集会所で使用できるパソコンの導入を目指す。

2) 社会教育部

- ・社会教育部事業計画（青年部を含む）打ち合わせ
- ・ふるさと祭り（盆踊り、こども樽神輿、打ち上げ会）実行委員会立ち上げ
- ・みなみ子供会育成会に対する助成・協力
- ・町内会会員のより良い絆づくりを考える。
- ・歌謡愛好会、パソコンクラブへの助成・協力
- ・成年部との連携・活動支援
- ・八幡神社総代の活動支援と渡御への準備
- ・成年部を含めた社教部活動の活性化
- ・町内の盆踊り・ふるさと祭りの反省会を遂行。

3) 福祉厚生部

- ・三者懇談会など外部団体、特に地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉協力員等との連携で行う活動を総務部や自主防災会などと共に行う。
- ・ふれあいお茶飲み会の開催
- ・百歳体操の継続運営
- ・日帰り研修活動の継続開催
- ・松寿会との連携で、お茶飲みワナゲ会の活動協力
- ・敬老会の開催・運営（9月）
- ・松寿会への助成
- ・松寿会との連携活動(芋煮会、一泊研修旅行等)
- ・その他、町内会会員の福祉厚生に係ることに協力する。

4) 環境保健衛生部

- ・資源物回収事業の管理運営
- ・ごみ集積所の改善・美化とカラス防止網交換等集積所の管理
- ・一斉清掃など市行政や第六地区環境保健推進協議会等との連携事業
- ・小・中学校の保健衛生との連携
- ・側溝など、生活環境や保健衛生改善に係る事業

5) 生活安全対策部

- ・南町町内会員の生活安全に関すること
- ・山形市防犯協会との連携活動
- ・公衆街路灯の維持管理
- ・町内の街路灯欠損場所への補充。
- ・側溝など町内の生活関連インフラ施設の改善改良見守り
- ・交通安全に係る問題に対処する

6) 公園管理部

- ・みなみ公園の維持管理
- ・みなみ公園清掃（春・秋の一斉清掃等）
- ・松寿会の公園清掃ボランティア事業への協力
- ・山形市公園管理協会説明会への出席
- ・清掃用具など備品の管理

7) 広報部

- ・「南町町内会ニュース」編集・発行・配布
- ・町内会ニュースをホームページに入れる。
- ・回覧や公民館だよりの仕分けと配送手配
- ・町内会世帯数の把握を行い各地区への適正配布数を山形市関係機関へ連絡を行う。
- ・お知らせ、チラシ緊急通知などの手配
- ・会議参加(桃太郎さん、運営推進委員出席)

8) 自主防災部

- ・防災知識の啓発・普及推進研修会開催
南町自主防災研修会開催 他
- ・防災訓練の実施
安否確認訓練、消火訓練等
- ・防災リーダー等の養成研修
防災士養成研修、県市主催防災リーダー研修会等各種防災研修会等への参加派遣
- ・防災備蓄品等の管理・整備・更新
- ・地域防災の相互連携と情報交換のための三者懇談会
- ・山形市避難所運営委員会・第6地区防災関係会議等への出席
- ・各種防災活動情報収集
地域の防災体制調査
- ・役員会・部会開催
役員会の開催(1回)、部会の開催(随時)支援

9) 集会所管理部

- ・集会所施設（倉庫を含む）の修理、改善作業を行う
- ・備品の整備や倉庫内備品の整理整頓
- ・使用水道料金、電気・光熱費の月別年間記録をとり、年度ごとに報告する。
- ・必要備品の購入設置
- ・集会所のカギ管理
- ・集会所利用者・団体名の記録と利用者数を記録する。
- ・火災保険の更新
- ・近隣世帯と集会所活動の交流を維持する活動。
（苦情処理を含む）
- ・その他、町内会運営に資する活動をする。

令和7年度支予算 及び費目(案)

1 収入の部		(単位：円)			
項 目	6年度決算額	7年度予算案	増減	備 考	
会費	2,454,000	2,500,000	46,000		
賛助会費	350,000	360,000	10,000		
小規模事業所	60,000	70,000	10,000		
小規模事業所以外	290,000	290,000	0		
諸収入	2,402,633	1,940,400	△ 462,233		
広報誌配付謝礼	193,127	195,000	1,873		
街路灯補助金	286,739	287,000	261		
街路灯設置補助金	403,590	240,000	△ 163,590	街路灯修理・設置補助	
公園管理協力金謝礼	51,400	51,400	0		
日赤普及活動交付金	11,830	12,000	170		
盆踊花代	72,402	30,000	△ 42,402		
ふるさと祭り花代	15,000	10,000	△ 5,000	子供たる神輿など	
資源回収	107,400	110,000	2,600		
賛助会員提供資源物	45,545	50,000	4,455		
ゴミ集積所管理補助金	80,000	75,000	△ 5,000		
山形市防災対策補助金	50,000	50,000	0		
いきいきサロン活動費	15,000	15,000	0		
福祉協力員活動費	200,000	200,000	0		
ゴミネットbox補助金	0	0	0		
六地区社協三者懇談会	15,600	15,000	△ 600		
集会所関連事業費	0	600,000	600,000	集会所積立金取崩	
篤志家寄付金	855,000	0	△ 855,000		
利息	413	280	△ 133		
山形銀行	212	80	△ 132		
その他	201	200	△ 1		
前期繰越金	536,587	713,384	176,797		
合 計	5,743,633	5,514,064	△ 229,569		

2 支出の部					
項目	6年度決算額	7年度予算案	増減	備考	
総会費、主要会議費、役員活動日当旅費	559,720	581,440	21,720	(顧問、副会長、監査)	
総会費	222,518	251,440	28,922		
定例総会費	55,702	57,240	1,538	53名*1,080円	
組長会議費(町内会)	56,816	74,200	17,384	第2回 53名*1400円	
総会資料印刷代	110,000	120,000	10,000		
役員活動	260,000	260,000	0		
役員活動経費	180,000	180,000	0	副会長、監査	
会長活動経費	80,000	80,000	0		
賛助会会議費	77,202	70,000	△ 7,202		
総務部	950,732	1,032,570	81,838		
事務所費	53,968	76,000	22,032		
備品費	0	20,000	20,000		
事務所諸経費	36,000	36,000	0		
消耗品費・雑費	17,968	20,000	2,032		
会議費	102,119	105,000	2,881		
会議費	85,418	80,000	△ 5,418	各副会長及び行事関係者への連絡とりまとめ	
事務用品・印刷費	16,701	25,000	8,299		
総務部活動費	623,610	851,570	227,960		
渉外費	83,970	80,000	△ 3,970		
社会福祉協議会費	178,100	178,100	0		
第六地区赤い羽根募金	157,990	158,000	10		
組長活動経費	117,000	123,000	6,000	3,000円*41	
役員活動経費	50,000	50,000	0	部長・副部長(3)	
ボランティア保険	36,550	36,550	0	町内会活動全般を対象	
集会所検討委員会費	1,265	10,000	8,735		
会議費	1,265	10,000	8,735		
委員活動経費	0	0	0		
名簿作成・維持管理費	31,050	70,000	38,950		
会議費	0	10,000	10,000		
名簿作成・維持管理	31,050	10,000	△ 21,050		
備品費	0	50,000	50,000	名簿収納庫等	
ホームページ関連事業	99,720	115,920	16,200		
ジャストシステムサーバー代	12,400	18,600	6,200	1550*12	
使用ソフトのバージョンアップ	0	10,000	10,000		
ホームページ作成活動経費	20,000	20,000	0		
ぶらら プロバイダー料	67,320	67,320	0	5610*12	
慶弔費	39,000	30,000	△ 9,000		

広報部		199,844	169,000	△ 30,844	
	役員活動経費	170,000	140,000	△ 30,000	
	部長、副部長活動経費	40,000	30,000	△ 10,000	部長・副部長
	広報紙仕分け活動経費	20,000	20,000	0	
	ブログ作成活動経費	20,000	0	△ 20,000	ホームページに転載
	ニュース作成活動経費	20,000	20,000	0	
	役員活動経費	70,000	70,000	0	広報配布(サポート7名を含む)
	備品費	22,762	12,000	△ 10,762	
	ニュース印刷費	0	10,000	10,000	コピー代など
	消耗品・雑費	7,082	7,000	△ 82	
社会教育部		966,580	850,000	△ 116,580	
	子供会助成金	165,000	165,000	0	
	社体協助成金	0	0	0	
	歌謡愛好会助成金	20,000	20,000	0	
	パソコンクラブ助成金	10,000	30,000	20,000	
	成年部活動費	70,000	70,000	0	
	ふるさと祭り・盆踊り	495,205	400,000	△ 95,205	
	八幡神社活動負担金	63,198	20,000	△ 43,198	
	ふるさと祭り・盆踊り反省会	60,171	60,000	△ 171	
	役員活動経費	80,000	80,000	0	
	部会活動費	3,006	5,000	1,994	打ち合わせ・コピー代など
福祉厚生部		576,861	590,000	13,139	
	松寿会助成金	120,000	120,000	0	
	福祉厚生部活動費	69,984	75,000	5,016	
	調査費	9,100	10,000	900	交通費など
	ふれあいお茶飲み会	39,542	50,000	10,458	お茶飲み会、百才体操、ワナゲ等
	三者懇談会	21,342	15,000	△ 6,342	
	役員活動経費	290,000	300,000	10,000	部長・副部長(4)、福祉協力員(10)、民生児童委員(2)
	敬老会費	91,973	90,000	△ 1,973	
	部会活動費	4,904	5,000	96	打ち合わせ・コピー代など
環境保健衛生部		70,590	217,000	146,410	
	ゴミ集積所管理費	12,680	15,000	2,320	ネット、ハウキなど
	役員活動経費	40,000	40,000	0	部長・副部長(2名)
	ごみ集積所改善費	5,910	150,000	144,090	新規設置
	環境協議会負担金	12,000	12,000	0	

公園管理部		75,772	40,000	△ 35,772	
	公園管理費	5,772	10,000	4,228	消耗品
	役員活動経費	70,000	30,000	△ 40,000	部長・副部長（集会所と分離）
集会所管理部		537,391	800,000		
	集会所管理費	537,391	750,000	212,609	
	集会所 光熱費	183,625	200,000	16,375	
	ホール・事務室整備費	0	400,000	400,000	ガレージ窓枠などの修理・整頓・内装工事
	活動・管理費	353,766	150,000	△ 203,766	火災保険料・清掃用具など
	役員活動経費	0	50,000	50,000	部長・副部長（3）
生活安全対策部		783,765	598,000	△ 185,765	
	街路灯電気代	290,175	290,000	△ 175	
	街路灯増設・補修費	425,590	240,000	△ 185,590	
	運転者会助成金	5,000	5,000	0	
	南小交対協負担金	6,000	6,000	0	
	防犯連絡会負担金	7,000	7,000	0	
	部会活動費	0	10,000	10,000	
	役員活動経費	50,000	40,000	△ 10,000	部長・副部長・防犯部員（2名）を含む
自主防災部		138,803	176,500	37,697	
	部会費・企画費（調査費等）	9,603	20,000	10,397	部会議・コピー代、調査費など
	備品費 備蓄費	79,200	40,000	△ 39,200	
	研修費	0	66,500	66,500	
	防災訓練費	0	20,000	20,000	防災研修会など
	研修開催費	0	16,500	16,500	
	研修派遣費	0	30,000	30,000	防災士養成
	役員活動経費	50,000	50,000	0	部長、副部長3名
会計部		170,191	165,000	△ 5,191	
	消耗品費・雑費	33,253	35,000	1,747	文具など・業務委託費
	備品費	16,938	10,000	△ 6,938	プリンターなど
	役員活動経費	120,000	120,000	0	部長、副部長
会館積立金		0	0	0	
	小計支出	5,030,249	5,219,510	189,261	
予備費		0	294,554		
	合計	5,030,249	5,514,064	483,815	

山形市南町町内会会則

制定 昭和43年6月16日

改正 昭和46年5月22日 昭和48年5月6日

昭和49年4月29日 昭和51年4月29日

昭和50年4月1日 昭和57年5月30日

昭和62年5月17日 平成10年5月1日

平成11年5月16日 平成13年5月20日

平成15年5月18日 平成16年5月16日

平成19年5月20日 平成27年5月17日

平成30年5月20日 令和元年5月19日

令和2年5月17日 令和4年5月15日

令和6年5月12日 令和7年5月21日

第1条 (名称及び事務所)

この会は、南町町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 (会 員)

- 1 この会は、正会員と賛助会員をもって構成する。
- 2 正会員は、山形市南一番町、南二番町、南三番町、南四番町及び当該区域に隣接する地域に住所を有する者でこの会の趣旨に賛同し、入会した者とする。
- 3 賛助会員は、当該区域に所在する事業所などで、この会の趣旨に賛同し、入会した団体とする。
- 4 本町内会活動に理解を示し特段の貢献が認められた町外の者を特別会員とすることができる。特別会員の町内会会費は免除され、町内会活動に参加できる。これは役員会で決定する。

第3条 (目 的)

この会は、地縁を基にした南町町内会会員相互の親睦、福利の増進をはかり、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 公園管理に関すること。
- (3) 社会教育に関すること。
- (4) 環境・保健衛生に関すること。
- (5) 生活安全対策に関すること。
- (6) 自主防災に関すること。
- (7) 福祉・厚生に関すること。
- (8) 会員相互の親睦に関すること。
- (9) 建物使用貸借契約の下、南町町内会集会所施設の運営・管理に関すること。
- (10) その他、この会の目的達成に関すること。

第5条 (役 員)

この会に次の役員を置き、それらの役員で役員会を構成する。

会 長 1名

副会長 7名 (一番町1名、二番町2名、三番町2名、四番町2名)

会計部長 1名

監 事 2名

2 会長、副会長、会計部長及び監事は総会に於いて選出する。

第6条 (任期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 (職務)

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 会長は、役員会での協議を経て、各部の部長・副部長を選任する。
- 3 総会は、公序良俗に反する行為を行った役員解任を行うことが出来る。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは役員会が副会長の中から会長代行を選任する。
- 5 副会長は区内の組長と連絡を取り区内の状況(会員数の変化など)を把握することに努める。
- 6 会計部長は会長の命を受け、四半期ごとの会計処理を柱とし、定期役員会・総会への報告及び本会会員が本会運営に関わるすべての収入・支出の把握と会計事務にあたる。
- 7 監事は本会の会計と業務執行状況を監査する。なお、監事は役員会に出席出来る。

第8条 (顧問及び参与)

- 1 この会に顧問及び参与を置くことが出来る。
- 2 顧問及び参与は、役員会の協議を経て会長が委嘱する。

第9条 (組長・評議員)

- 1 各隣組に組長を置き、組員に対する連絡調整にあたるとともに、町内会の活動状況を会員に知ってもらう役割を担う。また、必要に応じて副組長を置くことができる。
- 2 組長の選出は、各組輪番によることを原則とする。
- 3 評議員には組長をもって充てる。

第10条 (会議)

この会の会議は、総会及び役員会とする。ただし、会長は必要に応じ役員及び組長による合同会議を招集することが出来る。

第11条 (総会)

- 1 総会は役員と評議員で構成する。
- 2 総会は毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を招集することが出来る。
- 3 総会の構成員数の4分の1が総会の開催を求めたときは、会長がこれを招集しなければならない。
- 4 総会の議長は南町町内会会員から選出する。
- 5 総会は委任状を含めた出席人数の過半数で成立する。
- 6 議事は委任状を含めた出席人数の過半数を持って決する。

第12条 (総会の付議事項)

総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算
- (2) 役員を選出。
- (3) 会則の改廃。
- (4) その他、この会に重要と認められる事項

第13条 (役員会)

- 1 役員会は第5条で定めるとおり会長、副会長及び会計部長の三役と監事で構成するが、必要に応じて各部の部長、松寿会会長、子供会会長および成年部代表等の出席を求めることができる。
- 2 議長は会長が務める。会長不在の場合は、副会長の中から選出する。
- 3 役員会は四半期ごとの会計報告を基に、四半期ごと定期に開催する。会長は必要に応じ役員会を招集することができる。
- 4 複数の役員が役員会の開催を要求した場合、会長は役員会を招集しなければならない。

5 役員会は次の事項を協議する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 役員及び各部の活動
- (3) 町内会活動報告と活動計画及びその評価
- (4) その他、この会の運営上必要と認められる事項

第14条 (議事録及び記録)

- 1 総会の議事については議事録を作成するとともに、役員会その他この会の運営上必要な事項について記録するものとする。
- 2 議事録には、議事録作成人、議事録署名人、日時、場所が明記されなければならない。

第15条 (簿 冊)

この会に次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金・財務出納簿・預貯金通帳
- (3) 総会・役員会議事録及び各部の事業報告
- (4) 役員名簿
- (5) その他の簿冊を備え、7年間を保存期間とする。

第16条 (入会金)

町内会への入会には入会金を必要としない。

第17条 (経 費)

- 1 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 正会員は月会費 500 円とする。月の途中で転出した者の会費は、その月の15日以上居住したときは1か月分を納入しなければならない。
- 3 会費の納入は、各隣組に於いてとりまとめ会計部長に委託する。
- 4 賛助会員は年会費 1 万円とする。小規模事業所については年会費 5 千円も認める。
- 5 預入先は、最寄りの金融機関とする。
- 6 町内会活動にかかわる役員活動経費・旅費・経費細則は、運営要領に定める。

第18条 (慶弔規定)

この会の慶弔は、次のとおりとする。

(1) 慰労金

役員の退任にあたっては、次の者に対して慰労金を贈呈する。

- ・ 在任5年以上の者
- ・ 在任10年以上の者
- ・ 特別功労者(町内会の活動において特に顕著な功労があったと役員会が認めた者)

(2) 弔慰金

この会の役員経験者や正会員が死亡した場合は弔慰金を贈呈する。

- (3) この条文で定める慶弔金の金額は別途、運営要領で定める。

第19条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする

第20条 (その他)

この会則の施行について必要な事項は、別に定めることが出来る。

第21条 (改 廢)

この会則は総会で改廢する。

南 町 町 内 会 運 営 要 領

制定 昭和 49 年 4 月 21 日
改正 平成 23 年 5 月 15 日
平成 30 年 5 月 20 日
令和元年 5 月 19 日
令和 2 年 5 月 17 日
令和 5 年 5 月 14 日
令和 6 年 5 月 12 日
令和 7 年 5 月 11 日

1. 目 的

この要領は、本会の会則に則り、町内会事業計画の実施を円滑に推進し、その目的を達成するための活動指針を定めるものである。

2. 役 員

本会役員の改選手続きは、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (2) 会長については、10 年を限度とし、本会役員会が次期会長を推薦する。
- (3) 副会長については、各区の組長会が次期副会長を推薦する。
- (4) 前項の方法を持ってしても副会長を選任できない場合は、組数の若い順に選任しなければならない。

3. 部 制

会則に沿った、本会事業の円滑な運営・推進を図るため、次の部をおき、その業務を分担する。

各部に部長 1 名をおくほか、副部長および部員若干名を置くことができる。会長は役員会での協議を経て、これを委嘱する。

- (1) 総務部
- (2) 社会教育部
- (3) 福祉厚生部
- (4) 環境保健衛生部
- (5) 公園管理部
- (6) 生活安全対策部
- (7) 自主防災部
- (8) 広報部
- (9) 会計部
- (10) 集会所管理部

4. 業務内容と役割

本会各部の事業内容は次のとおりとし、部長、副部長が協力し、その運営に当たる。

(1) 総務部

本会事業の企画、総会・役員会など会務にかかる文書の授受と処理および各部への連絡の他、各部に属さない業務にあたる。部長は本会の会長が兼務するか、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、副部長、本会副会長をもって構成することができる。

(2) 社会教育部

本会レクリエーションの実施、子供育成会および各サークルそして盆踊などの社会教育的な団体の指導と

運営及び助成をおこなう。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、副部長、子供育成会、松寿会など各サークルからの選出者をもって構成する。

(3) 福祉厚生部

高齢者や障害者を含めた社会的弱者の会員を含めて、ふれあい会の運営、松寿会への指導及び助成を行う。また、社会福祉協議会、民生児童委員及び福祉協力員など福祉関連団体との連携により会員福祉の向上と親睦を目的に運営にあたる。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。

(4) 環境保健衛生部

町内の塵埃、不燃物の処理、資源回収及び家庭内外の病虫害対策等の環境衛生並びに保健衛生の推進及び運営にあたる。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、必要に応じ各区の組長から若干名を選任することができる。

(5) 公園管理部

公園の維持管理及び集会所の管理運営を行う。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、必要に応じ各区から若干名を選任することができる。

(6) 生活安全対策部

町内会住民の生活上の問題に対処する。また、防犯連絡会、運転者会の指導および助成、並びに公衆街路灯、道路のインフラの監視を行う。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。副部長及び部員は必要に応じ若干名を選任することができる。

(7) 自主防災部

自主防災会の運営を主として、災害想定に即した本会地域の防災体制の整備を行い、山形市の防災訓練などを通じて町内の防災意識を高める。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は副部長及び各区の町内会会員から介護、医療、防災の技術を有した人材を選任することができる。

(8) 広報部

近年の情報および情報機器の多様化に伴い、市報の配付や町内会ニュースなどの情報発信手段を含めてインターネットを活用した情報の収集・発信を充実させることを目的に活動する。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は副部長及び各区の副会長が当たり必要に応じ各サークルから選任することができる。

(9) 会計部

会則第7条の6に則り、四半期ごとの決算を柱とし総会用会計資料の作成を行い、会計の見える化を図ることや預貯金通帳の管理などを通して町内会の健全な活性化を図る。

会計部長は役員会の協議を経て町内会会長が推薦し、総会において選出する。部員として副部長を置くことが出来る。また、必要に応じて会計士の助力を得ることが出来る。

(10) 集会所管理部

部長、副部長は建物使用貸借契約の下、南町町内会集会所施設で町内会活動が滞りなく遂行できるように施設の備品等の設置・管理を行う。部長は町内会長と副部長と共に町内会活動と近隣住民との調整を担う。部長は役員会の協議を経て町内会長が任命する。

5. 組織図

本会の組織構成図は、添付図1のようになる。組織の構成は、時代の変化を取り込めるように、常に見直しの努力を続ける。

6. 役員活動日当旅費

役員・役職の活動経費は以下の様に定める。

会長	80,000 円
会計	100,000 円
監事	20,000 円
会計副部長	20,000 円
副会長	20,000 円
部長	20,000 円
副部長	10,000 円
部員	5,000 円
その他	10,000 円～20,000 円

7. 旅費・経費.

会の運営上必要な調査活動などで出張する時は、以下のとおり、旅費・日当を支給する。

- (1) 町内の域外で、2時間以上の活動を要する場合は交通費の実費とともに日当として2,000円を支給する。

この場合、町内会の同行者、同乗者も同額を支給する。

- (2) 山形市や連合会等の団体が主催する2時間以上の会議に出席した時は、日当として2,000円を支給する。

また、市役所等で諸手続きを行う場合、年間訪問回数3回以上の場合は、日当として3回ごとに2,000円を支給する。

なお、会長については、事務所経費として月5,000円を支給する。

- (3) 出張で私有車を提供する場合、走行距離50km以上で、1km当たり20円を燃料費として支払う。

* 20円/kmの算出基礎：1リッター当たり走行距離10kmで計算し、車の損料・維持費を若干加味して20円とする。

- (4) 宿泊を伴う場合は、会長に事前に申し出て許可を受ける。その際は宿泊費の実費を支給する。ただし、上限を素泊まりで一泊1万5千円とする。

8. 慶弔規定

町内会会則第18条で定める慶弔金の金額は、次のとおりとする。

(1) 慰労金

在任5年以上の者 2万円

在任10年以上の者 3万円

特別功労者 5万円

(2) 弔慰金

役員経験者 5千円

正会員 3千円

9. 改廃

この要領は総会で改廃する。

資料 3. 南町町内会助成金規程

南 町 町 内 会 助 成 金 規 程

制定 平成19年4月29日

改定 平成30年5月20日

令和2年5月20日

(趣 旨)

第1条 この規程は、本会の会員で構成される各種団体に本会が一部助成することにより、本会の健全な発展を図ることを目的とする。

(助成団体)

第2条 南町町内会が助成の対象とする団体(助成団体という)の要件は、次の通りとする。

- 1) 助成団体の目的は、社会・良俗に反しないものであること。
- 2) 助成団体の実質的会員数は5名以上(ただし、本会会員以外の会員数は約30%以内)とする。
- 3) 助成団体の主体は、本会会員であること。
- 4) 活動を継続的に実施している団体であること。

(助成の申請)

第3条 助成を受けようとする団体は、2月末日までに次の書類を添えて町内会長に申請する。

- (1) 会則(2回目からは改正のあった場合のみ)
- (2) 役員および会員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 歳入歳出予算書

(申請の審査)

第4条 申請があった場合は、本会役員会において審査し、その結果を申請団体に通知する。

(助成の報告)

第5条 助成を受けた団体は、当該年度の2月末日までに、次の書類を添えて町内会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 歳入歳出決算書

(変更の報告)

第6条 年度中途において第2条および3条の規定と異なる事業を実施することとなった場合、及び事業を中止することとなった場合は、速やかに報告し助成金を返還しなければならない。

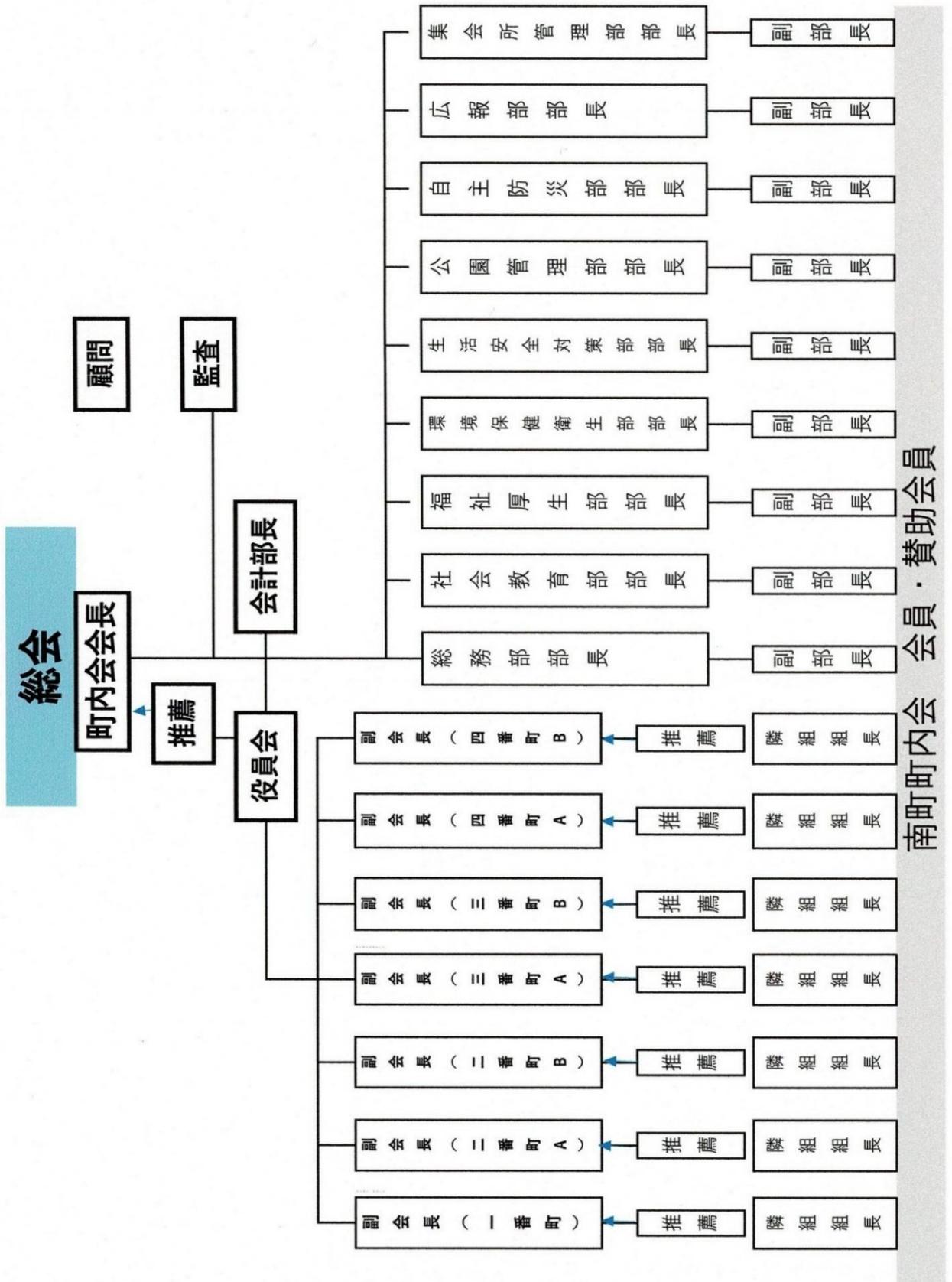
(調査)

第7条 町内会長は、必要に応じ助成団体に関係書類の提出を求め、実施状況調査を行うことができる。

附 則 この規程は、令和2年5月20日から適用する。

図 1. 南町町内会組織図

山形市南町町内会 組織概要図



《自主防災会に関する事》

- 5-2 (1) 令和6年度事業報告・収支決算（案）及び監査報告
 5-1 (1) 令和6年度 事業報告、(2) 令和6年度 収支決算 参照
- 5-2 (2) 令和7年度事業計画・収支予算（案）
 5-1 (5) 令和7年度 事業計画、(6) 令和7年度 収支予算 参照
- 5-2 (3) 南町自主防災会役員（案）

令和7年度 南町自主防災会役員（案）		
自主防災会役職	氏名	町内会での役職
会長	相馬 克正	町内会長 (総務部長)
副会長	蔵増 豊	自主防災部長
会計	平田 力	会計部長
監査	鈴木 将司	監査
総務広報部長	秋場 康彦	自主防災部副部長
副会長	土井 邦夫	副会長
副部長	青木 和彦	広報部長
避難誘導部長	大河内 勇	自主防災部副部長 (生活安全対策部長)
副部長	大竹 康平	社会教育部長
副部長	海谷 照男	環境保健衛生部長
副部長	工藤 登喜子	副会長
副部長	吉泉 善廣	集会所管理部長
避難所運営部長	原田 陽子	自主防災部副部長
副部長	丸山 智之	公園管理部長
副部長	鈴木 のぶ子	福祉厚生部長

- 5-2 (4) 南町自主防災会規約の改定（案）
 別表に新部を追加 資料5の別表 参照
- 5-2 (5) 南町自主防災会防災計画の改定（案）
 編成及び任務分担、地区避難場所の変更 資料6 参照

資料 5

南町自主防災会規約

(目的)

第1条 この組織は、住民の隣保互助の精神に基づき、地震、風水害及び土砂災害など非常災害に際し、自主的かつ組織的な防災活動を行い、もって地域内住民の安全を確保し、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(名称)

第2条 この組織は、南町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会に事務所を置く。

2 事務所の位置は、南町町内会会長宅とする。

(構成)

第4条 本会は、南町町内会（以下「町内会」という）の会員世帯（以下「会員」という）で構成する。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、「南町自主防災会基本防災計画」に基づき、次の事業を行う。

- (1) 災害時における被害状況の把握、避難誘導及び避難所運営
- (2) 防災に関する各種訓練や知識の普及、啓発
- (3) その他地域住民の安全を確保するために必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、事業の運営にあたる。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監事
- (5) 専門部長
- (6) 専門部副部長

2 役員には、町内会会員を充て、(別表)の通りとする。

3 役員の任期は、町内会役員の在任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は会を代表し、会の事務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、会の経理を担当する。

4 監事は、会の経理を監査する

5 専門部長は、専門部を総括する。

6 専門副部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、その職務を行う。

(専門部の設置)

第8条 5条の事業を遂行するため専門部をおく。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は会長が招集し、会議の議長は総会で選出された議長があたり、役員会は会長があたる。

(総 会)

第10条 総会は、町内会総会規約の構成及び成立要件に従う。

2 総会は、年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、特に必要と認める事項。

4 総会は、前項各号に掲げる事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) その他必要な事項

(経 費)

第12条 本会の運営に要する経費は、町内会の予算をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、町内会監査で一括して行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 附則 1 この規約は、平成31年5月19日から施行する。
2 南町防災会会則（平成20年11月15日制定）は廃止する

別表 南 町 自 主 防 災 会 役 員

自主防災会役職	町内での役職名	自主防災会役職	町内での役職名
会 長	町内会会長	避難誘導部長	自主防災部副部長
副会長	自主防災部長	〃 副部長	生活安全対策部長
会 計	会計	〃 副部長	社会教育部長
監 事	監事	〃 副部長	環境保健衛生部長
総務広報部長	自主防災部副部長	〃 副部長	集会所管理部長
〃 副部長	広報部長	避難所運営部長	自主防災部副部長
〃 副部長	総務部副部長	〃 副部長	公園管理部長
		〃 副部長	福祉厚生部長

資料 6

南町自主防災会基本防災計画

1 目的

この計画は、南町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害の減災と地域住民の安全の確保に努めることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 災害時及び平常時の活動に関すること。
- (3) 避難場所及び避難所、共助備蓄物資に関すること。

3 編成及び任務分担

編成	任 務 の 分 担		構成する町内会の専門部等の充て職
	災害時の活動	平常時の活動	
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の総括 ・ 活動拠点の設置 ・ 市避難所運営委員会への人員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の総括 	○町内会長
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長の任務の補佐 ・ 各専門部活動の連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及、啓発 ・ 防災訓練の企画実施 ・ 共助備蓄物資の整備、管理 ・ 防災関係機関との窓口業務 	○自主防災部長
総務広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 情報の収集、伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及、啓発 	○自主防災部副部長 広報部、総務部
避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認 ・ 避難誘導 ・ 自宅避難者への支援 ・ 災害時要援護者の避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所の把握 ・ 避難経路の確認 ・ 災害時要援護者の把握 	○自主防災部副部長 町内会副会長、民生・児童委員、福祉協力員、生活安全対策部、社会教育部 環境保健衛生部、集会所管理部、隣組長
避難所運営部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共助備蓄物資の点検、管理 ・ 想定避難所の管理点検 	○自主防災部副部長 公園管理部、福祉厚生部、民生・児童委員、福祉協力員、隣組長
防災サポート専門部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種防災活動への参画とサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練や啓発普及研修会等への企画・実施への参画等 	○自主防災部副部長 町内会副部長等

4 災害時の活動

(1) 活動拠点の設置

- 1) 防災活動の拠点（本部等）を役員と協議のうえ立ちあげる。

(2) 市避難所運営委員会への人員派遣

- 1) 山形市の避難所が開設され、市避難所運営委員会が設置され、人員派遣の要請があったときは、会員を派遣する。

(3) 被害状況の把握、情報の収集伝達

- 1) 住民の安否や地区内の被害状況を把握し、会長、副会長、各専門部での情報 共有及び活動の

調整を図る。

- 2) 市防災支部や市避難所、消防機関、警察などの防災関係機関へ必要な情伝達する。
 - 3) 地区住民へ必要な情報を伝達する。
- (4) 安否確認、避難所誘導等
- 1) 住民の安否を確認し、会長に報告する。
 - 2) 災害により地区住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、安全な避難経路を確保し、速やかに住民を避難場所又は地区（市）避難所へ誘導する。避難場所及び地区（市）避難所は次のとおり。

(避難場所及び避難所)

災害の種類	避難場所 (屋外)	地区避難所 (屋内)	市避難所 (屋内)
地震	山形市みなみ公園	みなみ市民プール 2F は令和7年3月末をもって閉鎖	山形県立西高等学校
風水害	(屋外は指定しない)	みなみ市民プール 2F は令和7年3月末をもって閉鎖	犬川の北側 ：山形県立西高等学校 犬川の南側 ：南小学校

- 3) 隣組長は、積極的に隣組員を避難誘導するものとする。
- 4) 自宅避難生活を送る住民に対して必要な支援を行う。

(5) 災害時要援護者の避難支援

- 1) 避難支援者と地域住民が協力し、災害時要援護者の避難行動を支援する。

(6) 避難所の運営

- 1) 地区避難所を開設した場合は地区住民及び避難者と協力して自主的に地区避難所を運営する。
- 2) 市避難所へ避難した場合は、市避難所運営委員会や自主防災組織、地域団体等と連絡し、市避難所の運営に協力する。

5 平常時の活動

(1) 防災知識の普及・啓発

- 1) 町内の広報紙、防災講座、防災訓練等により、次の事項について普及・啓発を行う。
 - ・防災会規約及び防災計画に関すること。
 - ・避難経路、避難場所等に関すること。
 - ・家庭における自助備蓄に関すること。
 - ・防災会活動への参加に関すること。
 - ・その他防災に関すること

(2) 防災訓練

- 1) 情報の収集伝達、避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

(3) 危険箇所の把握・避難経路の確認

- 1) 災害時における地域内の危険箇所を把握する。
- 2) 災害時の避難誘導に備え、災害の種類に応じた避難経路を確認する。

(4) 災害時要援護者の把握

- 1) 個人情報保護を順守しながら避難支援者と協力し、災害時要援護者の状況を把握する。

(5) 共助備蓄物資の整備、点検、管理

- 1) 防災活動に必要となる防災資器材を共助備蓄物資として整備する。
- 2) 整備した共助備蓄物資を定期的に点検し、適正に台帳などで管理する。
備蓄物資を定期的に点検し、適正に台帳などで管理する。